

第2章 災害事前対策

第1節 基本方針

本章は、原子力災害特別措置法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び 原子力防災要員の現況等の届出

1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議

原子力事業者は、原災法第7条第2項に基づき、原子力事業者防災業務計画を作成又は修正しようとするときは、当該計画を作成又は修正しようとする日の60日前までに市及び県に協議しなければならないこととされている。市は、防災業務計画について、県から意見聴取を受けた時は、自らの地域防災計画と整合性を保つ等の観点から、速やかに意見を文書で回答するものとする。

2 原子力防災要員の現況等の届出の受理

市は、原子力事業者が届け出る原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について県から書類の写しが送付されてきた場合には受領するものとする。

第3節 報告の徴収、立入検査

市は、県、柏崎市、刈羽村が実施する立入検査や原子力事業者からの報告の徴収を行う場合、必要に応じ、「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定書」(以下「安全協定」という。)に基づく現地確認と意見交換を行うものとする。

第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携

1 原子力防災専門官との連携

市は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）の防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

2 上席放射線防災専門官との連携

市は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力、緊急時モニタリング、県や関係市町村等他組織との連携などの緊急時モニタリングに関することについて、県と連携し、平常時から地区を担当する上席放射線防災専門官と密接な連携をとり、あらかじめ体制の整備を図る。

第5節 災害応急体制整備計画

市は、原子力災害時の応急対策活動を円滑に実施するため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 防災関係機関の体制の整備

(1) 警戒態勢等をとるために必要な体制の整備

市は、安全協定に基づく通報の内、発電所外へ継続して影響が発生する事態等が発生した場合、情報収集事態、警戒事態の発生を認知した場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿(衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む)等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

市は、原災法第10条に基づく施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合又は全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、市長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。また、必要に応じて、現地災害対策本部についても同様の準備をあらかじめ行うものとする。また、市は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行なうための体制についてあらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。なお、意思決定者、代理者等については、十日町市災害対策本部条例及び十日町市災害対策本部規則に基づくものとする。

※配備体制等については、第3章第2節「災害対策本部等の組織・運営」参照。

(3) 原子力防災センターにおける体制の整備

ア 原子力防災センターにおける立ち上げ準備体制

市は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、原子力防災センターにおける機能班等の立ち上げを迅速に行えるよう、必要な資機材等を整備するものとする。

また、あらかじめ職員の派遣体制、連絡方法、派遣が困難な場合の通報、通信手段等原子力専門官と協議しておくものとする。

イ 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

市は、国が現地事故対策連絡会議を原子力防災センターにおいて開催する際、これに市の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、原子力防災センターへの派遣手段等を

定めておくものとする。

ウ 原子力防災センターにおける原子力災害合同対策協議会等の体制

市は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、関係機関が実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、県とともに原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。なお、原子力災害合同対策協議会は原子力防災センターに設置することとされている。

このため、市は原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

また、原子力防災センターにおいて、原子力災害合同対策協議会のもとに緊急時モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、関係周辺都道府県、所在市町村、関係周辺市町村、関係機関、原子力事業者等のそれぞれの職員を配置することとされており、市はそれぞれの機能班に配置する職員について、あらかじめ原子力防災専門官等と連携して定めておくものとする。

(7) 原子力災害合同対策協議会の構成

同協議会は、国の現地災害対策本部、県、関係周辺都道府県、所在市町村及び関係周辺市町村のそれぞれの災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者から構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

(4) 防災関係機関相互の連携体制

ア 各防災関係機関との連携

市は、平常時から原子力防災専門官をはじめとする国、県、自衛隊、新潟県警察本部（以下「県警察」という。）、十日町地域消防本部（以下「消防本部」という。）、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努めるものとする。

(7) 消火活動体制の整備

消防本部は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防計画に基づき消防体制の整備を行うものとする。

(イ) 救助・救急機能の強化

市及び消防本部は、県及び原子力事業者と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

イ 連絡体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退き指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(5) 緊急時モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングにおける、県等の関係機関との協力のあり方について整理するとともに、連絡体制を構築しておくものとする。

ア 国・県の対応

緊急時モニタリングのため、国の統括の下に、緊急時モニタリングセンターが設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県（P A Zを含む都道府県及びU P Zを含む都道府県をいう。以下同じ。）、原子力事業者及び関係指定公共機関等の要員により構成される。

県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入れ可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図ることとされている。

また、県は、広域避難所の選定、市の避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入れ可能市町村間の連携や協力体制を支援することとされている。

(6) 専門家の派遣要請手続き

市は、原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておくものとする。

(7) 放射性物質による環境汚染への対処のための整備

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行うものとする。

(8) 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県、関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

2 原子力防災センター

市は、国及び県とともに原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として平常時から防災業務関係者の研修及び訓練、住民等に対する広報・防災知識の普及等に活用するものとする。

3 広域的相互応援体制

市は、国、県と協力し、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難やスクリーニング（「居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定」をいう。以下同じ。）等の場所等に関する広域的な応援体制及び、必要に応じて、被災時に周辺市町村と相互に後方支援を担える体制の整備に向けて、市町村間の応援協定

締結の促進を図り、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制、後方支援等について必要な準備を整えるものとする。

また、市は、原子力事業者との緊急時における協力の内容等についてあらかじめ調整を行うほか、県への応援要請が迅速に行えるよう、要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(1) 県の対応

ア 原子力災害時には、一地域の防災機関だけでは対応できない事態が想定されるため、県及び防災関係機関は他地域からの応援又は他地域への応援を必要とする場合に備え、広域の相互応援体制を整備するとともに、受入体制の整備を図る。

イ 県は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき締結している「原子力災害時の相互応援に関する協定（以下「原子力災害時相互応援協定」という。）のほか、都道府県間及び防災関係機関と締結している相互応援協定等を、原子力災害時においても活用する。

(2) 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防本部と連携し、消防機関の応援について県内外の消防本部等との消防相互応援体制の整備に努めるとともに、全国の消防機関相互による援助体制を確立するために創設された緊急消防援助隊の充実強化に努める。また、消防計画に基づいた、新潟県広域消防相互応援協定に基づく支援及び緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

4 救助・救急、消火等の防護資機材の整備

(1) 消防活動用資機材の整備

市及び消防本部は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、県と協力し、応急措置の実施に必要な資機材及び車両の整備に努める。

(2) 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市及び消防本部は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

市及び消防本部は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

5 食料・物資の備蓄、調達供給活動

(1) 食料・物資の備蓄

市、県、住民等は、一定量の食料・物資の備蓄に努める。

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ要請、備蓄、調達及び輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。

市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。

(2) 備蓄拠点等の整備

市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 災害応急対策、災害復旧への備え

(1) 関係機関等との連携強化

市は、平常時から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。また、民間事業者者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用するため、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築するものとする。

(2) 応急・復旧活動に必要な機材の確保

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

(3) 公共用地、国有財産の有効活用

市は、避難所選定、備蓄等、防災に関する諸活動の推進にあたり、市の公共用地の有効活用を図るものとする。

なお、市内の国有・県有財産についても有効活用できるよう、国、県に協力を要請するものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等整備計画

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集・共有及び連絡を相互にかつ円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 市と関係機関相互の連携体制の確保

市は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を図ることを目的として、次の項目を参考にして情報の収集・連絡に係る要領を作成し、国、県、原子力事業者その他関係機関等に周知するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

ア 原子力事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む。）

イ 防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先（指定地方公共機関（都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、その他の公共的施設を管理する法人）等）

ウ 防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）

エ 関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

市は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県と協力し、車両など多様な情報収集手段の活用による機動的な情報収集活動を行うため、必要な体制の整備を図るものとする。

また、安全協定に基づく通報連絡も活用するものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど派遣できる体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

市は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

市は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、衛星電話、警察無線、消防無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

(6) 関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の参加を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(7) 原子力事業者の情報の収集及び通報・連絡体制

原子力事業者は、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態が発生した場合に、直ちに、県、国及び市に通報する体制を整備する。

なお、緊急事態区分の判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。

原子力事業者は、平常時から原子力防災に関する情報の収集及び通報・連絡を確実にを行うため、必要な体制の整備を図る。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう国、県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

3 通信手段の整備

市は、国、県と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力事業者からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

市防災行政無線は、同報系及び移動系ともに継続的に整備・充実に努めるものとする。

(2) 通信手段・経路の多様化

市は、国及び県と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重ルート化の推進を図るものとする。

ア 衛星携帯電話、公衆無線LANサービス等の活用

市は、通信回線の障害や輻輳に備え、衛星携帯電話の整備や、公衆無線LANサービス等の導入により、通信手段の多重化を図る。

イ 緊急速報メール（エリアメール）の活用

市は、電気通信事業者と協力し、災害・避難情報を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メール（エリアメール）の活用を促進する。

ウ 地上デジタルデータ放送の活用

市は、放送事業者と協力し、データ放送の原子力防災への活用に努める。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

市は、機動性のある通信手段を確保するため、移動系無線局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

市は、電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

また、災害用に配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟する。

(5) 非常用電源等の確保

市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む。）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。

(6) 保守点検の実施

市は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

4 防災対策上必要とされる資料

市は、国、県、原子力事業者、その他関係機関と協力して、応急対策の的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、発電所に関する資料、人口・世帯等の社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するものとする。

また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。

第7節 原子力防災に関する知識の普及啓発計画

1 方針

市は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民等が適切に行動できるよう、平常時から、国、県及び原子力事業者と協力して、住民等に対し災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行うものとする。

(1) 住民等に対する普及啓発項目

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 発電所の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特殊性に関すること
- エ 放射線による健康への影響、及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時に、市、国及び県等が講じる対策の内容に関すること
- カ 屋内退避所、避難所等に関すること
- キ 要配慮者への支援に関すること
- ク 緊急時にとるべき行動（情報の確認、屋内退避時の行動、避難時の行動、避難後の所在の確認（行政機関への連絡）、等）
- ケ 避難所での運営管理、行動等に関すること

2 教育機関等における普及啓発

市は、市立小中学校長等に対し、教職員及び児童・生徒が原子力災害に関する基礎的、基本的事項を理解し、災害時において適切な行動ができるように、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導する。また、県は、私立学校、私立専修・各種学校及び大学に対しても、原子力防災に関する教育の充実に努めるよう指導・助言を行うものとする。

3 要配慮者支援に関する普及啓発

市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女共同参画及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

4 指定避難所以外への避難に関する住民等への周知

市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

5 一般の人々への知識の普及

市は、国及び県と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

6 国際的な情報発信

災害の経験を通じて得られる防災対策に関する知見や教訓は、我が国のみならず諸外国の防災対策の強化にも資することから、市は国及び県と連携し、災害から得られた知見や教訓を国際会議の場等を通じて諸外国に広く情報発信・共有するよう努めるものとする。

第8節 防災業務関係者等研修計画

1 方針

市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努めるものとする。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について原子力防災業務関係者に対する研修を、必要に応じ実施するものとする。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図るものとする。

(1) 研修項目

- ア 区域・地域ごとの原子力防災体制及び組織に関すること
- イ 発電所の概要に関すること
- ウ 原子力災害とその特殊性に関すること
- エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- オ 緊急時モニタリング等の実施方法及び機器に関すること
- カ 原子力防災対策上の設備、機材及びその機能や重要性、操作に関すること
- キ 緊急時に市、県及び国等が講じる対策の内容
- ク 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- ケ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
- コ 緊急時の広報に関すること
- サ その他必要と認めること

第9節 原子力防災訓練計画

1 計画の方針

(1) 訓練計画の策定

市は、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、以下に示す防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を県と共同又は独自に行うものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 原子力防災センターへの参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 原子力災害医療訓練
- カ 住民等に対する情報伝達訓練
- キ 住民等屋内退避・避難訓練（要配慮者の避難支援含む）
- ク その他必要と認める訓練

(2) 国等の訓練への参画

市は、内閣府及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に市が含まれる場合には、原子力災害医療、住民等避難及び住民等に対する情報提供等市が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

2 訓練の実施

(1) 要素別訓練等の実施

市は、本計画に基づき、国、県、原子力事業者等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的の実施するものとする。

(2) 県の実施する訓練への参加

市は、県が県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき防災訓練を実施する場合は、必要に応じ消防機関や住民等の協力を得て、当該訓練に参加するよう努めるものとする。

(3) 総合的な防災訓練の実施

市は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練の対象となったときは、実施計画に基づき、必要に応じ住民等の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

第10節 原子力災害医療体制整備計画

1 原子力災害医療活動体制等の整備

市及び消防本部は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力するものとし、体制の整備を図るものとする。

2 安定ヨウ素剤の配付及び服用体制の整備

市は、原災指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配付体制を整備し、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 安定ヨウ素剤の配備体制の整備

市は、県と連携し、緊急時に住民等が避難や屋内退避等を行う際に安定ヨウ素剤を配付することができるよう、配付場所、配付のための手続き、配付及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定める。

市は、県、医療機関等と連携して、原子力災害発生時において国による安定ヨウ素剤の服用を指示された際、速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう、住民へ配付する最も効率的な備蓄所を定める等、緊急時における安定ヨウ素剤の配備体制を整備する。

(2) 安定ヨウ素剤を服用する住民への説明

市は、県と連携し、避難や屋内退避等を行う住民等に対して安定ヨウ素剤を配付する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

(3) 救急医療体制の整備

市は、県が整備する安定ヨウ素剤の服用に伴う副作用の発生に備えた救急医療体制の整備に協力するとともに、体制の整備に努めるものとする。

第11節 避難・退避実施体制整備計画

市は、国、県及び原子力事業者の協力のもと、屋内退避及び避難誘導のための計画を策定するものとする。その際に、市は、原災指針に基づき、段階的な避難やO I Lに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とし、広域避難計画を策定するものとする。

1 屋内退避体制の整備

(1) 屋内退避時の行動計画の整備

市は、屋内退避が必要な場合に備え、避難の経路、避難手段その他避難の方法に関する事項、避難住民等の誘導の実施方法、誘導に係る関係職員の配置、その他誘導に関する事項、避難の実施に関する事項等、屋内退避・避難計画を具体的に定めておくものとする。

(2) 屋内退避体制の整備

市は、県及び防災関係機関等と協力し、一定規模のコンクリート建物等の施設の現況把握に努めるとともに、予め屋内退避先への住民の誘導体制を具体的に定めるものとする。

2 避難計画の作成

避難計画の策定にあたっては、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は避難準備区域（UPZ）圏外とする。

なお、個別の市町村の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村間の調整を図るものとされている。

なお、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

3 避難所等の整備等

(1) 避難所等の整備

ア 市は、公共的施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ施設管理者の同意を得て避難所等に指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。また、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、市は指定緊急避難場所等の指定にあたっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分に配慮するとともに、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

避難所として指定された建物については、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避

難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備に努めるとともに、その耐震化を図る。

併せて、男女双方及び性的少数者の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局(総務部)と保健福祉担当部局(市民福祉部)が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

イ 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。

ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)を調整し、連携して対応するとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

エ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

オ 県は、原子力災害時の避難経由所、避難所に県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

カ 県は、所管する公園の整備等に当たり、避難経由所、避難所として活用できるよう配慮する。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

市は、県及び国と協力し、広域避難も想定して、住民の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を確保するものとする。

(3) 広域一時滞在に係る応援協定の締結

市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 他市からの自主避難者、一時滞在者等の受け入れ施設の検討

市は、避難所を指定する際に併せて他市からの自主避難者や一時滞在者等の受け入れに供することにについても定めるなど、他の市町村からの避難者等を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

(5) 応急仮設住宅の供給体制等の整備

市は、国、県、企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能性を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくもの

とする。

(6) 被災者支援の仕組みの整備

市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

(7) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

4 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、屋内退避又は避難のための立退き指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意する。

5 避難行動要支援者に関する措置

(1) 避難行動要支援者の安否確認

市は、避難行動要支援者（市に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。以下同じ。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

(2) 避難行動要支援者に関する情報の把握

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者に関する情報伝達体制の整備

市は、消防本部、県警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るも

のとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

(4) 避難行動要支援者避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者名簿を作成している者について、個別避難計画を作成するよう努める。在宅の要配慮者の避難・屋内退避が、近隣住民、自主防災組織、消防団等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づいて避難支援体制を整備する。

6 要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

(1) 要配慮者への対応

市は、県の協力のもと、要配慮者や一時滞在者のほか、放射線の影響を受けやすい乳幼児等特別の支援が必要な市民に対し、安全に避難、誘導を実施できる体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導・搬送体制等整備

市は、県の協力のもと、必要に応じて避難誘導や搬送・受入れ体制や要配慮者避難支援計画等の整備に努めるものとする。

(3) 医療機関における体制の整備

病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所（転院先）、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。

(4) 社会福祉施設における体制の整備

介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

7 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時に園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）が適切に行動できるよう、避難行動についての計画等を具体的に定めるとともに生徒等の避難を組み入れた訓練を実施する。必要に応じ職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備するとともに、あらかじめ、避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成するものとする。

また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における市と幼稚園・保育所・認定こども園等の施設間及び各施設間における連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

8 不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成

劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、県及び市と連携し、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

9 警戒区域を設定する場合の計画の策定

市は、国及び県と連携して警戒区域を設定する場合に備え、警戒区域設定に伴う広報、立入規制、一時立入等に関する計画を策定するとともに、必要な資機材や人員等を確保するものとする。

第12節 広域避難体制整備計画

1 方針

市は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立退き指示等の対象となった地域に含まれる場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに業務継続計画（BCP）を策定するなどし、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に配備するための事前の準備体制を整備する。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

2 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 市庁舎等の退避

市は、庁舎の所在地が避難のための立退き指示等の対象となった地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。

なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 業務の継続

市は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第13節 飲食物の出荷制限、摂取制限体制等

1 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備

市は、国、県及び関係機関と協議し、緊急時に備え、飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民等への供給体制の確保

市は、飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合における、住民等への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておくものとする。

第14節 緊急輸送活動体制等整備計画

1 専門家の移送体制の整備

市は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送や、緊急物資の輸送への協力方法、手段、拠点等（緊急物資の輸送拠点・集積拠点、最寄りのヘリポートの場所や指定利用手続き、現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制の整備

(1) 緊急輸送路の確保体制の整備

市は、市が管理する道路交通関連設備について、緊急時を念頭においた整備に努めるとともに、道路管理者から情報提供を受けて輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また、市は市道の道路管理者として、県及び県警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努める。

(2) 緊急時の配車、要員配置の整備

市は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておくよう努めるものとする。

ア 県の対応

(ア) 県は、道路管理者から情報提供を受け、輸送経路を適切に把握し、緊急時の道路交通管理体制の整備に努めることとされている。

(イ) 県は、他の道路管理者と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、緊急輸送路、被害状況の把握装置及び道路情報板などの整備を行い、道路管理体制の充実に努めることとされている。

(ウ) 県は、他の道路管理者と協力し、積雪期や大規模自然災害時における緊急輸送活動を円滑に行うため、道路除排雪体制の強化や道路施設の耐震性の確保及び克雪施設の整備に努めるほか、必要な資機材の備蓄など緊急輸送活動体制の整備に努めることとされている。

(エ) 県は、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進する。

(オ) 県は、広域にわたる物資輸送等に係る体制整備にあたって、輸送経路、手段等に関し、近隣県との間で情報共有を図ることとされている。

(カ) 県は輸送協定を締結した民間事業者に対し、緊急通行車両標章が円滑に交付される事前届出の周知を図ることとされている。

イ 県警察の対応

(ア) 県警察は、道路管理者及び関係機関と協力し、状況に即した適切な交通規制や誘導を実施できる体制を整備することとされている。

(イ) 県警察は、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る

こととされている。

(ウ) 県警察は、広域的な交通管理体制の整備に努めることとされている。

ウ 関係機関の対応

(ア) 交通・鉄道・運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、保有する車両の数量等に基づき、緊急時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めるよう努めることとされている。

第15節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 方針

市は、国及び県、防災関係機関と協力し、情報収集事態等が発生した場合において、住民等に対して、被災者の危険回避のための情報を含め災害対応の局面や場所に応じた情報を分かりやすく迅速に伝達するため、情報伝達の際の役割等の明確化に努め、事故の状況、市の対応等について、周知徹底するとともに必要な情報伝達体制及び設備を整備する。

2 情報伝達手段の多重化、多様化

(1) 防災行政無線等の活用

市は、国及び県、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、総合防災情報システム、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車両等の広報施設及び機器等の整備やコミュニティ放送、ソーシャルメディア等の活用による情報の伝達手段の多重化・多様化を図るとともに、伝達方法、提供すべき情報の内容及び住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ定める等必要な体制を整備する。

(2) 住民等相談窓口の整備

市は、国、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民等相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

(3) 要配慮者等への情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう住民等、自主防災組織、地域自治組織、民生委員・児童委員や社会福祉施設等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(4) 情報伝達手段の多重化、多様化

市は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、携帯端末のメール配信システム、ワンセグ放送の活用等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第16節 複合災害時対応体制整備計画

1 複合災害に備えた体制の整備

市は、国及び県と連携し、原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害等が同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化（以下「複合災害」という。）することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象の発生の可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

(1) 災害応急体制の整備

後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、広域的応援体制を整備しておくものとする。

(2) 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、複合災害時においても、国、県、その他防災関係機関及び原子力事業者との間で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び通信手段を整備する。

(3) 原子力防災に関する知識の普及啓発

市は、県と協力し、複合災害時に住民等が取るべき行動について、普及啓発活動を行う。

(4) 屋内退避・避難実施体制の整備

市は、屋内退避・避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間等を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう留意する。

市は、県と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民等への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。

(5) 緊急輸送活動体制の整備

市は、輸送路及び輸送手段の被災に備え、ヘリ輸送による避難措置がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。

(6) 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、複合災害時においても、県内外に避難した住民等に対して正確な情報を迅速に伝達するため、必要な体制及び設備を整備する。

2 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足する恐れがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、県、指定公共機関及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。